

以上判示のとおり、本件(ニ)処分が違法であるとして、その取消しを求める原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、訴訟費用の負担について行訴法七条、民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第二部

裁判長裁判官 杉山克彦

裁判官 加藤和夫

裁判官 石川善則

裁判所